

## 平成29年度第1回門真市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成 29 年 5 月 19 日（金）午後 2 時から

開催場所 門真市役所 本館 2階 大会議室

議題 諮問案件

平成 29 年度保険料率について

出席者 公益を代表する委員

平野 泰朗

中道 茂

内海 武寿

上田 フサ

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

谷澤 洋

滝川 博嗣

被保険者を代表する委員

川中 仲文

中道 富佐子

永田 幸夫

欠席者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

西川 覚

西森 哲史

被保険者を代表する委員

勝川 喜美子

市及び事務局出席者 宮本市長  
市原保健福祉部長  
宮口保健福祉部次長  
山下健康保険課長  
美馬保険収納課長  
花田健康保険課管理グループ長  
竹田健康保険課保険窓口グループ長  
野口保険収納課収納グループ長  
岡本保険収納課滞納整理グループ長  
黒木健康保険課係員

## 会議録

### 事務局：

お待たせいたしました。

それでは、ただいまより平成 29 年度第 1 回門真市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、保健福祉部次長の宮口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様方には、本日はご多忙の中、本協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これからの進行は平野会長の方にお願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

### 平野会長：

皆様、今日はお暑い中、門真市国民健康保険運営協議会にご参加いただきありがとうございます。

それでははじめに、委員の交代が一部ありますので、事務局より各委員の紹介と出席状況の報告をお願ひいたします。

### 事務局：

それでは委員のご紹介をさせていただきます。

まず、公益代表委員といたしまして  
摂南大学経済学部教授の平野会長でございます。

続きまして、先の5月17日臨時会におきまして市議会議長、副議長の交代がございました。

議長の中道委員でございます。

続きまして、副議長の内海委員でございます。

続きまして、エイフボランタリーネットワーク会長上田委員でございます。

続きまして、保険医又は保険薬剤師代表委員でございます。

門真市医師会会長の谷澤委員でございます。

続きまして、門真市歯科医師会会長の滝川委員でございます。

続きまして、被保険者代表委員でございます。

川中委員でございます。

中道委員でございます。

永田委員でございます。

なお、本日欠席のご連絡をいただいておりますのは、保険医又は保険薬剤師代表委員の西森委員、それから被保険者代表委員の勝川委員でございます。

それから、門真市医師会副会長の西川委員も委員でございますが、ただいま遅れられているようでございます。

なお、委員の皆様には、当協議会の委員名簿及び規則の方を配付させていただいておりますので、またご参照いただきましたらと思います。

以上、本日の委員総数12名中、9名の出席をいただいております。

以上でございます。

会長：

ありがとうございました。

それでは今の出欠状況によりまして、本運営協議会の規定により、会議が成立いたしております。

それでは会議の方に入りたいと思いますが、まず本日の会議録の署名者を2名お願いしたいと思います。

谷澤委員よろしくお願ひいたします。

永田委員よろしくお願ひいたします。

それでは次に、宮本市長よりご挨拶をいただきます。

よろしく願いいたします。

**宮本市長：**

皆さん、こんにちは。

本当に今日は、暑い中お疲れ様でございます。

ご紹介賜りました門真市長の宮本でございます。

平成 29 年度第 1 回門真市国民健康保険運営協議会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げたいと思います。

平素は、国保行政含めて、皆様方には市政各般に渡りましてお世話になっておりますことを心から御礼申し上げたいと思います。

本当に国保の今置かれている現状は厳しいものがありまして、門真市においては、これまで 10 年ほど前までは、約 58 億円もの累積赤字を抱えている中、また収納率に関しては、75%というような状況でありましたが、ここしばらくの中で大きく改善されてきてですね、27 年度の段階では 17 億 5 000 万円の累積赤字にまで減少させ、収納率に関しては 91%を超えるというところまで回復してきております。そういう面では、これから大阪府におきましても、国保の広域化がされていくわけなんです、ある意味門真市はそのお手本になっていくのかなと私も思っております。

私もお存知のとおり、府議会にいるときは、この国保の運営協議会にも入らせていただいております、直近は会長も務めさせていただいておりますので、いろいろな面で皆様からいろいろなご指導いただく中で、国保のあり方に関してより一層、努めていかなければならないなと思っている次第です。

先ほどお話申し上げましたように、大阪府において広域化されますので、この運営協議会で本市単独の保険料率が議論されるのは今年が最後ということになりますが、より一層の皆様方のご協力をお願い申し上げまして、私からのご挨拶にさせていただきます。

本日は誠に御疲れ様でございます。

**会長：**

ありがとうございました。

それでは次に、諮問を受けることといたします。

—— 市長、諮問書を朗読し、平野会長に手渡す ——

**会長：**

ありがとうございました。

それでは、宮本市長におかれましては、ここでご退席されます。

どうもありがとうございました。

**市長：**

よろしく申し上げます。

—— 市長退席 ——

(諮問書の写しを各委員に配布)

**会長：**

続きまして、事務局よりメンバー紹介をお願いいたします。

**事務局：**

ただいま諮問書の写しをお手元にお配りさせていただいております。

それでは、事務局職員の紹介をさせていただきます。

保健福祉部長の市原でございます。

健康保険課長の山下でございます。

保険収納課長の美馬でございます。

健康保険課管理グループ長の花田でございます。

同じく保険窓口グループ長の竹田でございます。

保険収納課収納グループ長の野口でございます。

同じく滞納整理グループ長の岡本でございます。

最後に健康保険課管理グループの黒木でございます。

以上でございます。

なお、ただいまご連絡いただきまして、西川委員が本日ご欠席ということでございます。

以上でございます。

**会長：**

ありがとうございました。

それでは、先ほど市長より当協議会に諮問がありましたので、事務局より、諮問案件平成 29 年度保険料率についてご説明をお願いします。

**事務局：**

諮問案件平成29年度保険料率についてご説明させていただきます。

お配りしております資料、諮問案件平成29年度保険料率というものを配付させていただいております。そちらをご覧いただきたいと思っております。

保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3つから構成されております。

医療分とは、医療機関に支払う診療報酬等医療給付に係る分となります。

後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療保険制度を支えるための現役世代の負担分となります。

介護分とは、40～64歳までの方の介護保険料相当分となります。

保険料においては、負担能力に応じた負担である応能原則と、受益に応じた負担である応益原則が取り入れられており、この2つの原則を組み合わせ、応能負担と応益負担に相当する項目に賦課総額を配分しています。

この配分方法は、応能負担として所得割額、応益負担として均等割額、平等割額としており、本市では医療分と後期高齢者支援金分は、所得割、均等割、平等割の3方式、介護分については、所得割、均等割の2方式を条例により定め、保険料を算出しています。

保険料の算定につきましては、まず、医療分におきましては、平成29年度の診療報酬等医療給付や保健事業費等に係る歳出見込みから、療養給付費等負担金や調整交付金などといった国・府・市の負担金等の歳入見込みを差し引きし、保険料として収納すべき金額を算出いたします。

この保険料として収納すべき金額が基礎賦課総額となります。

そして、この基礎賦課総額につきまして、応能負担分と応益負担分に配分するために、門真市国民健康保険条例の規定に基づく割合である所得割分50%、均等割分35%、平等割分15%に按分することで、所得割総額、均等割総額、平等割総額を算出いたします。

所得割総額を4月1日時点の被保険者の基準総所得の合計で割りました値が所得割率となり、平成29年度の医療分の所得割率の8.81%を算出しております。なお、基準総所得とは、所得から基礎控除額として33万円を控除した後の額ということになります。

また、均等割総額を4月1日時点の被保険者数で割りました値が均等割額、平等割総額を4月1日時点の世帯数で割りました値が平等割額となり、平成29年度の医療分の均等割額25,260円、平等割額17,300円を算出しています。

支援金分、介護分の保険料率につきましても、それぞれの基礎賦課総額について、医療分と同様の手順により算出いたします。

なお、介護分につきまして、本市は平等割を賦課していないため、条例で定める割合である所得割50%、均等割50%で算定いたします。

これらの算定方法により、平成29年度の保険料率は、医療分の所得割率が8.81%、均等割額が25,260円、平等割額が17,300円、支援金分の所得割率が2.89%、均等割額が8,570円、平等割額が5,870円、介護分の所得割率が2.21%、均等割額が13,920円となります。

続きまして、次の資料であります、右上に資料1と書いてあるものをご覧ください。

上段が今年度の料率、中段が前年度の料率、下段が前年度との増減を示した表になっております。

前年度と比較しますと医療分の所得割率で0.19%の増、均等割額は70円の減、平等割額で300円の減となっており、支援金分の所得割率で0.12%の減、均等割額で100円の減、平等割額で150円の減、介護分につきましては所得割率で0.06%の増、均等割額で520円の増となっております。

合計では、所得割額で0.13%の増、均等割額で350円の増、平等割額で450円の減となっております。

なお、賦課限度額につきましては、国において政令により基準額が決められており、本市は基準どおりの額を採用しております。

平成29年度は、前年度と変更はなく、医療分の限度額は54万円、支援金分の限度額は19万円、介護分の限度額は16万円で、介護該当世帯で合計89万円、介護非該当世帯で合計73万円となっております。

続きまして、次のページ、右上に資料2と書いてある資料をご覧ください。

こちらは世帯数と基準総所得金額の階層ごとに年間保険料を試算し、前年度と比較した表でございます。

基準総所得金額とは、総所得金額から基礎控除額を引いたものになります。

中段以下の6つの表は、左側が介護分がある世帯で、右側が介護保険料のかからない世帯をモデルケースとして示しております。

また、それぞれ上から単身世帯、2人世帯、4人世帯のモデルケースとなっており、基準総所得ごとの年間保険料を試算し、前年度との差額を記載しております。

各表の右上に軽減という項目がございますが、これは国の法律で定められた法定軽減をあらわしています。

前年中所得が一定基準以下の世帯は、均等割・平等割を所得に応じて7割・5割・2割軽減するという制度で、軽減の欄に7割などの記入がされているものにつきましては、そ

れぞれ軽減が適用された後の保険料を表記しています。

今年度につきましては、合計で見ますと、平等割額が前年度より下がっており、所得割率と均等割額が上がっていることから、概ね所得割が賦課される世帯につきましては、前年度より保険料が増額となります。

モデルケースのうち、例えば、単身、介護あり世帯でいいますと、基準総所得が100万円であれば年間1,200円の増額、200万円では2,500円の増額、300万円では3,800円の増額となっております。

そのほかのケースにつきましても、またご確認いただければと思います。

最後の資料として、北河内7市の平成28年度、昨年度の保険料率の一覧表を付けさせていただきますので、またご参考にしていただければと思います。

料率決定に際しまして、より一層の歳入の確保、歳出の抑制について、今年度以降につきましても引き続き行ってまいりますので、ただいまご説明いたしました料率で、何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。

平成29年度保険料率についての説明は以上でございます。

**会長：**

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問などありましたら遠慮なくお聞きください。

**委員：**

平成27年度決算では、資料を見る限り、約17億か何かの累積赤字がありますが、保険料率を算定する際に累積赤字の解消分を入れておられるのですか。

**会長：**

はい、事務局どうぞ。

**事務局：**

保険料率の算定にあたりましては、累積赤字の解消分は入れておりません。

保険料につきましては、単年度収支均衡を目指した料率設定を行う方針としておりまして、収納対策の強化、医療費適正化、一般会計からの計画的な繰入で赤字を解消することを、本市の国民健康保険事業特別会計赤字解消計画で定めております。

**会長：**

はい、わかりました。

よろしいでしょうか。

赤字解消分は保険料に入っていないということですね。

他に何かご質問はございますか。

**委員：**

門真市の収納率は、年々上昇していると前回の協議会でも聞いているところですが、収納率について教えていただきたいと思います。

**会長：**

はい、どうぞ、収納率について。

**事務局：**

平成28年度の収納率は、27年度と比較しまして約0.5%上昇しており、27年度収納率が91.56%であったことから、92%を超える見込みとなっております。

なお、24年度より大阪府平均、27年度より全国平均を上回っております。

**会長：**

大阪府の平均は何%ですか。

**事務局：**

資料を持ち合わせていないのですが、90%にぎりぎり乗っていないくらいですね。89.6%くらいだったと思います。

**会長：**

ありがとうございます。

**委員：**

収納率向上のために色々取り組んでいただいた結果だと思いますが、保険料収納推進員もその要因の一つだと考えておりますが、その役割と効果を教えていただきたいと思えます。

**事務局：**

保険料収納推進員は納付機会の拡充の一環としまして、現地訪問にて主に保険料の集金業務を行っております。平成27年度では6219万2000円を集金しており、収納額全体の2.2%となっております。

近年は、保険料のコンビニでの納付、口座振替等が増加しておりますので、推進員の人数は、25年度12人、26年度11人、27年度9人、28年度7人、29年度は3人と見直してきましたが、日中の集金業務以外にも夜間の訪問や居所不明者の現地確認、18歳以下の保険証返戻分の送達等を行っており、収納業務には欠かせないものとなっております。

**委員：**

ありがとうございます。

**会長：**

はい、どうぞ。

**事務局：**

先ほど会長の方からご質問いただきました大阪府の平均ですけれども、平成27年度が90.29%、門真市が91.56%となっております。

**会長：**

大阪府もこの頃はだんだん上がってきたんですね。

**事務局：**

そうですね。徐々に上がってきています。

**会長：**

他にご意見、ご質問は。

**委員：**

先ほども、累積赤字のことを教えてもらったのですけれども、平成30年度から国民健康保険は広域化されることになっていますが、現在抱えている多額の累積赤字は今後どのように解消されていくつもりですか。

**事務局：**

現在、市町村が抱えております累積赤字につきましては、大阪府国民健康保険運営方針骨子案の中で、29年度までの解消を基本認識とするものの、やむ得ない場合には、市町村で策定している赤字解消計画に基づいて解消を目指すことが示されております。具体的な手段といたしましては、市町村の責任で一般会計からの繰入等で解消することとなります。

本市の累積赤字につきましては、27年度決算で17億5千万円でございます。この累積赤字につきましては、赤字解消計画に基づいて、33年度までに解消すると定めておりますが、現在、前倒しのペースで解消できている状況であります。早期に解消できますよう努めてまいりたいと考えております。

**会長：**

はい、他よろしいでしょうか。それでは、他にご意見がないようですので、諮問案件平成29年度保険料率についてですけれども、事務局より説明があったとおり、医療分の料率は、所得割8.81%、均等割25,260円、平等割17,300円、後期高齢者支援金については、所得割2.89%、均等割8,570円、平等割5,870円、介護分につきましては、所得割

2. 21%、均等割13,920円としたいと思えますけれども、ご異議はございませんでしょう。

——異議なし との声あり——

**会長：**

ありがとうございました。

それでは、異議なしとのことですので、本案件は、事務局の説明のとおりいたします。

それでは、私の方より答申書を作成し、後日市長に答申させていただきます。諮問案件は以上でございます。

続きまして、その他について事務局より何かございますでしょうか。

**事務局：**

この場をお借りいたしまして、私の方から、平成30年度からの国民健康保険制度改革につきまして、厚生労働省及び大阪府の資料をもとに、ご説明させていただきます。

まず、国保制度改革の概要についてであります。

医療保険制度改革のための、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が27年5月に成立、公布されました。

この法律による国保制度改革につきましては、主に公費拡充による財政基盤の強化と都道府県が財政運営の責任主体となるなどの運営の在り方の見直しを行うことにより、将来にわたって持続可能な制度となるような仕組みの構築をめざすものであります。

お手元に配付の資料1の国民健康保険制度改革について、概要の1ページをご覧ください。

財政基盤の強化では、30年度以降、事業費補助として毎年度3,400億円の財政支援を実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るものであります。

次に、2ページをご覧ください。

運営の在り方の見直しでは、現在、市町村が個別で国保事業を運営しておりますが、国保事業に共通して必要な費用と財源は、都道府県で一元的に管理することとなります。

右中段の、改革後をご覧ください。

具体的には、国保事業費納付金を市町村が納付します。都道府県は、保険給付費に必要な費用を全額、市町村に交付することとなります。

資格管理、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業などは、引き

続き市町村が担うこととなります。

次に、資料2の大阪府国民健康保険運営方針骨子案、国民健康保険制度改革に向けた検討状況をご覧ください。

国保運営方針骨子案は、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議において検討され、作成されたものであり、最終的に大阪府に設置されました国民健康保険運営協議会に国保運営方針案が諮問されることとなっております。

その主な内容であります。まず1点目が左上の府内の国保運営に関する基本的な考え方についてであります。

基本認識といたしましては、1つ目が、国民健康保険は社会保険制度、2つ目が、国保は国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来国において一元的に担うことが基本、3つ目が、国に対し、被用者保険を含む医療保険制度の一本化を求めていく上で、今回の国保制度改革は、将来見直しに向けた通過点であるというものであります。

その上で、30年度からの広域化においては、大阪府で一つの国保になることから、被保険者の受益と負担の公平性の確保などを図り、持続可能な制度をめざすものであります。

次に、右隣の府内共通統一基準をご覧ください。

こちらは、基本的な考え方を踏まえまして、市町村が定める項目のうち、保険料率の賦課方式、賦課割合など、次の5項目について府内共通基準を定めることとなっております。

次に、左中段の2点目の医療に要する費用・財政見直しについてのうち、3つ目の項目の従来累積赤字の計画的な解消をご覧ください。

こちらにつきましては、先ほどご説明したとおりなんですが、改めて説明させていただきます。

累積赤字については、29年度までの解消を基本認識とするものの、やむを得ない場合には、市町村で策定している赤字解消計画に基づいて解消を目指すことが示されております。具体的な手段といたしましては、市町村の責任で一般会計からの繰入等により解消することとなります。

次に、右中段の3点目の市町村の保険料の標準的な算定方法をご覧ください。

保険料率につきましては、被保険者の負担の公平化や大阪府で一つの国保になることを踏まえまして、府内において差が1.2倍と比較的小さい医療費水準は反映せず、統一保険料率を実現する方向で現在検討が進められております。

次に、資料3をご覧ください。

本年2月16日に大阪府から公表されました、新たな国保制度における市町村標準保険料率の仮試算結果について、概要をご説明いたします。

まず、資料1ページの左上をご覧ください。

まず、試算の意義と目的についてであります。30年度からの新制度施行に向けた保険料負担のあり方や、激変緩和の条件・規模の検討を行うため、29年度において新制度が適用されたものと仮定した場合の、29年度における市町村標準保険料率の試算を行うものであります。

なお、今回の試算は、今後措置される予定の国の公費拡充分1,700億円等は算定から除くなど、一定の条件の下で算定していることから、30年度における実際の保険料負担を直接的に示すものではありません。

次に、右上の試算結果概要をご覧ください。

1点目が市町村標準保険料率、府内統一の分の29年度試算値であります。

次に、2ページをご覧ください。

こちらの資料は、市町村別一人あたり保険料における平準化、統一保険料率の影響についてでございます。

本市の28年度と新制度による29年度の保険料収納必要額を比較しますと、17.75%と、府内で2番目に高い伸びを示しております。

なお、28年度保険料収納必要額は予算ベースであり、各市町村において予算の見込みに差があること、また29年度保険料収納必要額は先ほどご説明いたしましたとおり、未確定の公費拡充分等が含まれておらず、あくまでも粗い試算であるということをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、仮試算とは言うものの、本市にとって厳しい内容が示されており、本市といたしましては、本市被保険者への影響を考慮する中で、今回の仮試算結果を分析し、算定の条件設定や激変緩和措置等について、大阪府に対し、広域化調整会議等を通じて要望しているところであり、今後、市長会を通じての要望を行っていきたいと考えております。

最後に、本市における30年度の保険料率決定までのスケジュールについて、ご説明いたします。

29年12月ごろに国から30年度の確定係数の提示を受けて、30年1月ごろに大阪府において30年度の事業費納付金と市町村標準保険料率が確定されます。それを受けまして、

本市において1月下旬以降に保険料率を算定する予定としております。

本市国民健康保険運営協議会委員の皆様には、30年2月上旬ごろにお集まりいただきまして、保険料率等を諮問させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**会長：**

ありがとうございました。

何かご質問はあるでしょうか。

**委員：**

30年度から大阪府で広域になるということで、先ほどの質問では17億、今現在赤字があるということで、29年度の保険料には反映されていないと。30年度から広域になってくると思うんですけども、この段階でもその累積赤字分は市で一般会計とかで処理していくということは、その算出の中で累積赤字分は全然関係なく、1月でシュミレーションされていくのかなと考えているのですけれども、今の市の方針で32年度までで全部解消していく、それで33年度でゼロ、32年度で解消するという計画でしたよね。

**事務局：**

本市の赤字解消計画は、最終目標年度が平成33年度となっております。

**委員：**

33年度内。

**事務局：**

33年度が最終年度となっておりますので、できるだけ早期解消できるように努めてまいりたいと思っております。

**委員：**

たとえば、29、30、31、32、33年度で5年間ということになると思うんですけども、これは均等に一般会計から繰り入れしていく、やっていこうとしているのか。

5年間の計画は、今の段階での見通しはどうなっていますか。

**事務局：**

本市の赤字解消計画の中では、29年度以降、一般会計からの繰り入れにつきましては、1億9500万円を毎年度計画上は予定しております。ただ、30年度以降につきましては、基本的に大阪府の方に市町村で集めました保険料を事業納付金という形で納めまして、必要な保険給付費の分は、大阪府の方から交付されることとなり、基本的にそこで黒字

というのは発生しないということになりますので、一般会計からの繰り入れしか基本的に解消する方法はないのかなと思います。

**委員：**

1億9500万、2億としても5年間で10億、半分くらい、半分というか6割くらいしか。

**事務局：**

27年度決算で17億5000万ございますので、あと28年度で赤字解消を一定行いまして、残った分については、計画内で。

**委員：**

もうこれ以上は言いませんが、毎年、計画を見直していくのかなと思うので、その辺ちょっと額が大きいのでちゃんと計画的に。

**事務局：**

場合によっては、計画を上回る一般会計からの繰り入れを行っていただかないと解消は厳しいかなと思っております。

**会長：**

はい、ありがとうございました。

資料2のところでは、平成29年度までに解消すると基本方針で書いてありますけれども、これは要するに府の方でそういう認識をしているということなんですね。

**事務局：**

基本的な考え方が示されています。

広域化になった時には、赤字は引きずってはいかないです、ということの表わしかなと思っております。

それぞれの市町村で解消してくださいということになっております。

**会長：**

他にございますでしょうか。

それでは、私の方で少し、ご質問したいんですけども。

こういうふうに、財政を統合するというのは各保険者の財政基盤がバラバラですので、統合化していくのは時代の流れだと思いますね。

ドイツが大体、日本と同じように医療保険、保険団体がいっぱいあって、だんだんと統合されていくというふうになっているのですけれども、かといってイギリスのように全部、全国的に一本化するというふうにはしないというわけですね。それは、要するに、保険者がその団体の運営の責任を持つということがあって、そこで、いろんな代表者が

理事会を構成して、いろいろな方針を決めていくという保険者機能をやっぱり重要視するということがあるかと思いますね。

国保の場合には、かなり市が全面的にやっていますけれども、それでもこういう運営協議会のように、いろんな方が、代表になって協議をするというようなことで、保険者機能を担保しているんだと思うんですけれども。これが、府の中に統合されていくとなると、この運営協議会のような組織はその後はどうなるのでしょうか。

**事務局：**

平成30年度以降の国保制度改革の後なんですけど、それ以降につきましても、保険料率の決定や保険料の賦課・徴収などは市町村の方に役割として残っていますので、それぞれの市町村での運営協議会の役割としては引き続きございます。

**会長：**

ということは、何かの原案があって、それを諮問にかけて、意見を言うという機会があるということですね。

他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

いいですか。

それでは、ご意見、ご質問がないようですので、これで終わらせていただきたいと思います。

以上で本日の審議はこれで終了させていただきます。

本日は貴重なお時間をいただき、お越しの皆様にはご足労いただきましてありがとうございました。

また次回よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

—— 国民健康保険運営協議会・終了 ——

以上の会議録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長

平 野 泰 朗

保険医又は保険薬剤師代表委員

谷 澤 洋

被保険者を代表する委員

永 田 幸 夫